

2026 年度の人権施策について（人権推進課所管分）

○ 人権施策推進審議会の開催

- ・ 人権施策推進審議会（2 回）
- ・ 本邦外出身者に対する不当な差別的言動の解消に向けた取組の推進部会（随時 最大で 12 回）
- ・ インターネット上の誹謗中傷等の解消に向けた専門部会の設置（予定）

○ 条例及びあいち人権推進プランの普及啓発

- ・ 条例及びプランの普及啓発のための講演会及びワークショップの開催
- ・ ファミリーシップ宣誓制度普及に向けた啓発資料の作成及びシンポジウムの開催

○ 人権相談

- ・ 人権相談員による相談：人権に関する一般的な情報提供や助言、専門相談窓口や救済機関への案内
- ・ 弁護士による法律相談、専門機関による性的少数者電話相談

○ インターネットモニタリング

- ・ 実施期間 2026 年 4 月 1 日から 2027 年 3 月 31 日まで
- ・ 対象分野 部落差別、外国人、障害者、性的少数者、感染症
- ・ 対象サイト 匿名投稿が可能で、利用者・閲覧者が多いサイト
- ・ 実施方法 対象分野ごとにキーワード検索を実施し、誹謗中傷や差別を助長する書き込み等を抽出

○ ヘイトスピーチへの対応（随時）

- ・ 「公の施設に関する指針」に基づく審議会への意見照会や施設管理者に対する相談対応等
- ・ ヘイトスピーチに該当すると判断された場合には「概要」を公表

○ 隣保館運営の補助

地域社会全体の中で福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとして、生活上の各種相談事業や人権課題の解決のための各種事業を総合的に行う隣保館の運営費等の補助金を交付。

- ・ 対象市 津島市、知立市、あま市、豊川市

○ 人権啓発

部落差別を始めとする様々な人権問題について正しい理解を深め、人権意識が高まるよう、人権啓発イベントの開催、インターネットや交通広告を活用した啓発広報を行うとともに、国や市町村等との連携による啓発活動を実施。

○ 人権に関する正しい情報の発信

人権侵害につながりかねない誤った情報に対して、民間団体と連携しながら正しい情報を当課の Web ページに掲載し、人権侵害を未然に防ぐことを検討。